

大阪市公告第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階

大阪港湾局総務部経理課（調達）

電話 06-6615-7715

2 入札に付すべき事項

売扱物品名	数量	場所、形状
金属くず等	1山	港区海岸通3-4-28、有姿のまま

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和8年1月27日（火） 13時から17時まで ※下見時間は下見エントリー後に、個別 に日程調整を行います	港区海岸通3-4-28（大阪港湾局 2突事務所）

4 入札参加資格

(1) 令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に
本市物品売扱入札参加申請を行うこと

ただし、令和8年1月26日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加する
ことができない。

※令和7・8・9年度の物品売扱入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売扱入札
等のご案内→「令和7・8・9年度申請書」からダウンロードすること

(2) 大阪府金属くず営業条例に基づく金属くず業許可を受けている者、または金属くず行商の届出を行っている者であること

なお、「承認証」記載の氏名と「金属くず行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、承認証の商号又は名称との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを添付すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

5 入札参加申出の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から令和8年1月26日（月）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。資格審査は、4で交付した物品売払入札参加承認証と「金属くず業許可証」または「金属くず行商届出済の証」を確認することによるので、持参すること（写しは不可）

なお、令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証に記載の氏名と「金属くず行商届出済の証」記載の氏名が一致しない場合は、物品売払入札参加承認証の商号又は名称との直接的な雇用関係が確認できる証明書の写しを持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪港湾局ホームページ上にて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

大阪港湾局ホームページ上及び上記 1 とする。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は、免除とする。

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後 5 時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

令和 8 年 2 月 10 日（火）

12 物品引取期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時

13 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時 令和 8 年 1 月 28 日（水）午前 10 時

(2) 入札執行の場所 大阪港湾局入札室（場所は上記 1 に同じ）

14 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で入札すること

と

(2) 物品売扱入札参加承認書に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売扱入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

15 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 下見についての主管担当立会者確認印の無い入札
- (3) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

18 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

19 問い合わせ先

（売払物品に関する問合せ先）

大阪港湾局施設管理部施設課（施設管理） 電話06-6572-0010

（入札・契約に関する問合せ先）

大阪港湾局総務部経理課（調達） 電話06-6615-7715

（大阪港湾局総務部経理課）